

石川県公報

令和元年11月29日（金曜日）

号 外

（第 4 1 号）

目 次

規 則	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課） 1	○石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 3

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年石川県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第二項中「ちよう付」を「貼付」に改める。

第八条第一項中「同条第三号」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改める。

別記様式第一号中

私は、^{二級}木造 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書を添え、申請します。

私は、^{二級}木造 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

「はり付けて」や「貼り付けて」を「ちよう付」や「貼付」に

- | | | |
|--|------------------------------|-------------------------------|
| 1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 | い る <input type="checkbox"/> | い ない <input type="checkbox"/> |
| 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 | あ る <input type="checkbox"/> | な い <input type="checkbox"/> |
| あるときは、その罪及び刑 | | |
| あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年 | 月 日 |
| 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 | あ る <input type="checkbox"/> | な い <input type="checkbox"/> |
| あるときは、その罪及び刑 | | |
| あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年 | 月 日 |

- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る な い
あるときは、その日 年 月 日
- 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る な い
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あ る な い
あるときはその罪及び刑
あるときはその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あ る な い
あるときはその罪及び刑
あるときはその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る な い
あるときは、その日 年 月 日
- 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る な い
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 精神の機能の障害により二級・木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 は い いいえ

改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「ちよう付」を「貼付」に改め、同様式備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「ちよう付」を「貼付」に改め、同様式備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第六号備考一及び別記様式第八号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「証明書等はり付け欄」を「証明書等貼り付け欄」に改め、同様式注意4中「はり付けた者」を「貼り付けた者」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式注意5中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式注意6中「証明書等はり付け欄」を「証明書等貼り付け欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則(平成九年石川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表五の項①中「1以上」を「密閉の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」に改め、同表十四の項イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二の二の表十三の項②ア中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第二の一の表五の項①の規定は、この規則の施行の日以後に着手する新築等及び当該新築等をした公益的施設の維持について適用し、同日前に着手した新築等及び当該新築等をした公益的施設の維持については、なお従前の例による。

